

群馬県優秀技能者表彰事務処理要領

第1 趣 旨

この事務処理要領は、群馬県優秀技能者表彰要綱（昭和59年1月27日）に基づき、技能者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 表彰の名称

群馬県優秀技能者表彰の愛称は「ぐんまの名工」とする。

第3 被表彰候補者

市町村、群馬県商工会連合会、県内各商工会議所、群馬県中小企業団体中央会、群馬県経営者協会、群馬県職業能力開発協会及び群馬県技能士会連合会の代表者（以下「市町村長等」という）は、次の各項のすべてに該当する者のうちから、被表彰候補者を選定して知事に推薦するものとする。

(1) 表彰に係る技能について、1級又は単一等級の技能検定に合格し、合格後その技能を要する職業に5年以上従事する41歳以上の者又はこれと同等以上の優れた技能を有すると知事が特に認める者（※伝統工芸士を含む。）であること。（経験年数・年齢は、表彰年度の属する4月1日現在とする。）

※伝統工芸士とは、「群馬県ふるさと伝統工芸士認定要綱（平成11年7月9日制定）」で認定する者をいう。

(2) 表彰に係る技能について、県内業界において第一人者と目されていること。

(3) 表彰に係る技能について、現役性があること。

(4) 県内に居住している者又は就業している者であること。

(5) 技能を通じ、後進技能者の育成に尽くした者又は作業の改善及び生産性の向上に貢献した者であること。

(6) 勤務実績・日常行為等において、他の模範と認められる者であること。

第4 推薦手続

市町村長等が、被表彰候補者を知事に推薦する場合は、次の書類を提出して行うものとする。

(1) 推薦書（様式1号）

(2) 推薦調書（様式2号）

(3) 履歴書（様式3号）

(4) 要件チェックリスト

(5) その他の資料

その他の資料としては、技能検定合格証書（写）のほか次に掲げるような被表彰候補者の最も高く評価されている技能の程度及び功績を立証又は証明することのできる資料をできる限り収集し、添付すること。

イ 本人の功績に関する新聞、雑誌又は業界紙の記事等

ロ 本人の製作物、発明、考案、改善等に関する説明書、図面、写真等

ハ 特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料並びに証書の写し等

付 則

- 1 この要領は、昭和59年 1月27日から実施する。
- 2 この要領は、平成 7年 8月 1日から実施する。
- 3 この要領は、平成15年 6月26日から実施する。
- 4 この要領は、平成24年12月 1日から実施する。
- 5 この要領は、平成27年 6月24日から実施する。